

香川県条例第36号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業をすることができない職員)

第2条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができないものとする。

(1) 条件付採用期間中の職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(配偶者同行休業の承認)

第3条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第5条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第3条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による

育児休業を承認することとなったこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由
(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第8条 任命権者は、第3条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第3項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての香川県職員退職手当条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(香川県職員定数条例の一部改正)

2 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 略

2 前項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び育児休業をしている職員を含まないものとする。

2 前項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員及び育児休業をしている職員を含まないものとする。

（香川県警察職員定数条例の一部改正）

- 3 香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の定数） 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員、<u>同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u>及び育児休業をしている職員を含まないものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>（職員の定数） 第2条 警察官の定数は、次のとおりとする。 略</p> <p>2 警察官を除く職員の定数は、305人とする。</p> <p>3 前2項の定数には、退職者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員及び育児休業をしている職員を含まないものとする。</p> <p>4 略</p>

（香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正）

- 4 香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定数） 第3条 略</p> <p>2 略 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしてい</u></p>	<p>（定数） 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p>2 前項の定数には、次に掲げる者を含まないものとする。 (1) 退職者 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員</p>

<p>る職員 (4)・(5) 略</p>	<p>(3) 育児休業をしている職員 (4) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員</p>
--------------------------	---

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (1) 法第6条第1項又は職員配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 略 (1) 法第6条第1項又は職員配偶者同行休業に関する条例第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>

(香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 6 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告) 第2条 略 2 略</p>	<p>(任命権者の報告) 第2条 任命権者は、毎年7月末までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p>

(1)・(2) 略

(3) 職員の休業の状況

(4)～(8) 略

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況

(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(3) 職員の分限及び懲戒の状況

(4) 職員のサービスの状況

(5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(6) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(7) その他職員に係る人事行政の運営に関する事項で知事が必要と認めるもの